

表3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに成立した法律・政令

府省	局	名称	概要	成立日 公布日 施行日
環境省	地球環境局	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	令和2年10月に2050年カーボンニュートラルが宣言されたことを踏まえ、その実現を基本理念として法律に明確に位置づけることに加え、その実現に向けた具体的な方策として、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の仕組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を講ずるもの。	成立： 令和3年5月26日 公布： 令和3年6月2日 全面施行： 令和4年4月1日
環境省	水・大気環境局	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律	気候変動の観点を基本理念に加えるとともに、 ①関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度の創設 ②自然海浜保全地区の指定対象を拡充し、藻場・干潟等が再生・創出された区域等も指定可能とする ③国と地方公共団体の責務として、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等を含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等の対策を連携して行う旨を規定 の3点を改正し、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進するもの。	成立： 令和3年6月3日 公布： 令和3年6月9日 施行： 令和4年4月1日
国土交通省	海事局	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律	海事産業の基盤強化を図るため、船舶運航事業者等が作成する【特定船舶導入計画】及び【造船等事業者】が作成する【事業基盤整備計画】の認定制度の創設、内航海運業の経営の効率化に資する船舶管理業の登録制度の創設、船員の労働時間を適切に管理するための労務管理責任者制度の創設等の措置を講ずる。	成立： 令和3年5月14日 公布： 令和3年5月21日 施行： 令和3年8月20日 令和3年11月20日 令和4年4月1日 令和5年4月1日
国土交通省	海上保安庁	海上交通安全法等の一部を改正する法律	船舶交通の一層の安全を確保するため、異常な気象又は海象による船舶交通の危険の防止を図る観点から船舶交通がふくそうする海域にある船舶に対して海上保安庁長官が適切な方法によるびょう泊、当該海域からの退去等の措置を講ずべきことを勧告し又は命令することができることとするとともに、海上保安庁以外の者による海上保安庁の管理する航路標識の工事又は維持に係る承認制度を創設する等の措置を講ずる。	成立： 令和3年5月25日 公布： 令和3年6月2日 施行： 令和3年7月1日 令和3年11月1日
国土交通省	海事局	海上運送施行令の一部を改正する政令	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、特定船舶の導入促進業務を行う指定金融機関の範囲及び指定の基準を定めるとともに、外国人等であって本邦の港と本邦以外の港の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業を営むものに対する報告徴収について、地方運輸局長も行うことができることとする措置を講ずる。	成立： 令和3年8月10日 公布： 令和3年8月13日 施行： 令和3年8月20日
国土交通省	海事局	造船法施行令	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、事業基盤強化促進業務を行う指定金融機関の範囲及び指定の基準を定めるもの。	成立： 令和3年8月10日 公布： 令和3年8月13日 施行： 令和3年8月20日

府省	局	名称	概要	成立日 公布日 施行日
国土交通省	海事局	海上運送法施行令及び造船法施行令の一部を改正する政令	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律のうち、船舶安全法に係る改正事項(11月20日施行分)の施行により、海上運送法及び造船法において条項の移動(繰下げ)が生じることに伴い、海上運送法施行令及び造船法施行令について、所要の規定の整理を行うもの。	成立: 令和3年11月12日 公布: 令和3年11月17日 施行: 令和3年11月20日
国土交通省	海事局	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、船員職業安定法施行令について、船員の求人申込みの不受理事由となる法令違反に係る労働に関する法律の規定及び無料の船員職業紹介事業の許可の欠格事由となる法令違反に係る労働に関する法律の規定について定めるとともに、関係政令について、条ズレや経過措置等の所要の改正を行うもの。	成立: 令和3年12月24日 公布: 令和4年1月4日 施行: 令和4年4月1日
国土交通省	海事局	内航海運業法施行令	海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、内航海運業の契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続きについて定めるもの。	成立: 令和3年12月24日 公布: 令和4年1月4日 施行: 令和4年4月1日
国土交通省	海事局	特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令	平成24年7月からEUによる対イラン経済制裁措置が発動されたことにより、イラン産原油を輸送するタンカーの損害賠償保険を国際的な保険市場で締結することができなくなったことを受け、イラン産原油を輸送するタンカーの運航に伴い生ずる損害の賠償について、損害保険契約でカバーされる金額を超える金額を、政府が保険会社等に対し交付する契約(特定保険者交付金交付契約)を締結すること等を内容とする特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成24年法律第52号)が制定されているところ。 同法では、政令により、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準等を勘案して、損害賠償が発生する際の賠償義務の履行等を担保する際の上限額等を定めることとされており、今般その見直しを講ずるもの。	成立: 令和3年3月18日 公布: 令和3年3月24日 施行: 令和4年4月1日
内閣府	政策統括官(重要土地担当)	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	近年、我が国を取り巻く安全保障をめぐる環境が不確実性を増している状況に鑑み、我が国の安全保障等に寄与することを目的として、防衛関係施設、海上保安庁の施設等の周辺並びに国境離島及びその周辺の有人離島の区域内にある土地等の利用状況を調査するとともに、当該土地等がこれらの機能を阻害する行為の用に供されることを防止するための措置を講ずるもの。	成立: 令和3年6月16日 公布: 令和3年6月23日 施行: 公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日(一部の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)